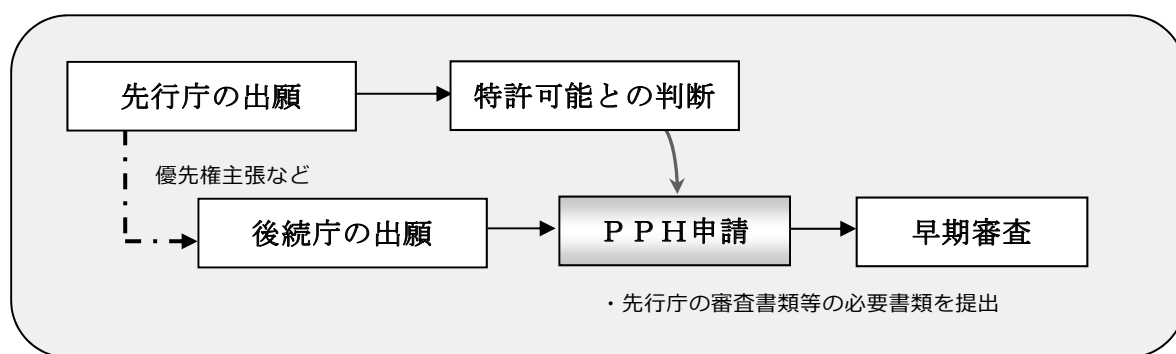


Ⅱ 特許審査ハイウェイに基づく早期審査の手続について

1. 特許審査ハイウェイとは

特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)とは、先行庁において特許可能と判断された発明を有する出願について、後続庁において簡易な手続で早期審査を受けられるようにする枠組みです。出願人の早期権利化を容易にすると共に、先行庁による先行技術調査と審査結果を利用することで、各特許庁における審査負担を軽減し、質の向上を図ることを目的としています。



2. PPHの種類

(1) PPHは以下の3種類があり、先行庁の国・地域によって申請できるPPHが異なります。

(2021年3月現在の利用可能状況は次頁のとおりです。)

先行庁の審査結果に基づく申請	① PPH (通常型) 出願人が最初に特許出願をした国・地域(第一庁)での『特許可能との審査結果』に基づく申請
	② PPH MOTTAINAI 先行庁の『特許可能との審査結果』に基づく申請 (先行庁と後続庁との間でPPH MOTTAINAIを実施している場合、通常型とは異なり、最初に特許出願をした第一庁は問いません)
国際段階成果物に基づく申請	③ PCT-PPH 国際調査機関が作成した「見解書」、国際予備審査機関が作成した「見解書」又は「国際予備審査報告」のうち、最新に発行されたものの『特許性有り』との判断に基づく申請 (日本国特許庁が国際調査機関として作成した「見解書」等を元にして、日本国特許庁へPCT-PPH申請することもできます)

(2) 日本へ申請可能な P P H の種類 (国・地域別)

先行庁 国・地域名	日本への申請時に利用できる PPH の種類		
	先行庁の審査結果に基づく申請		国際段階成果物に 基づく申請
アイスランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
アメリカ合衆国	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
アルゼンチン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
イギリス	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
イスラエル	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
インド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
インドネシア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
エジプト	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
欧州特許庁	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
エストニア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
オーストラリア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
オーストリア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
カナダ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
韓国	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
コロンビア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
サウジアラビア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
シンガポール	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
スウェーデン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
スペイン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
タイ	①PPH	—	—
台湾	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
チェコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
中国	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
チリ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
デンマーク	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ドイツ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
トルコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
日本	—	—	③PCT-PPH
ニュージーランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ノルウェー	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ハンガリー	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ヴィシェグラード	—	—	③PCT-PPH

フィリピン	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
フィンランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	③PCT-PPH
ブラジル	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
フランス	①PPH		
ベトナム	①PPH	—	—
ペルー	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ポーランド	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
北欧特許庁	—	—	③PCT-PPH
ポルトガル	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
マレーシア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
メキシコ	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ユーラシア特許庁	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ルーマニア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	—
ロシア	①PPH	②PPH MOTTAINAI	④ PCT-PPH

(2021年3月現在)

※網掛けの申請においては、後述する「各庁が提供するドシエ・アクセス・システム」が利用可能です。

3. PPHの申請要件

PPHに基づく早期審査の対象となるためには、日本への申請の場合、早期審査の要件である「審査請求がされていること」に加え、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 通常型PPH及びPPH MOTTAINAIの場合

- ① 当該出願（日本への出願）が、先行庁の出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張しているなど、先行庁の出願と特定の関係にあること（※¹）
- ② 先行庁の出願において、特許可能と判断された請求項を有すること
- ③ 当該出願（日本への出願）の全ての請求項が、先行庁出願で特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応していること
- ④ 当該出願（日本への出願）について、審査が開始されていないこと（※²）

(2) PCT-PPHの場合

- ① 当該出願（日本への出願）に対応する国際出願の国際段階成果物（※³）のうち、最新に発行されたものにおいて特許性（新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも）「有り」と示された請求項が存在すること
- ② 「当該出願（日本への出願）」が、対応する国際出願の国内段階であるなど、対応する国際出願と特定の関係を満たすこと（※¹）
- ③ 当該出願（日本への出願）の全ての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物

で特許可能と判断された請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること

- ④ 当該出願（日本への出願）について、審査が開始されていないこと^(※2)

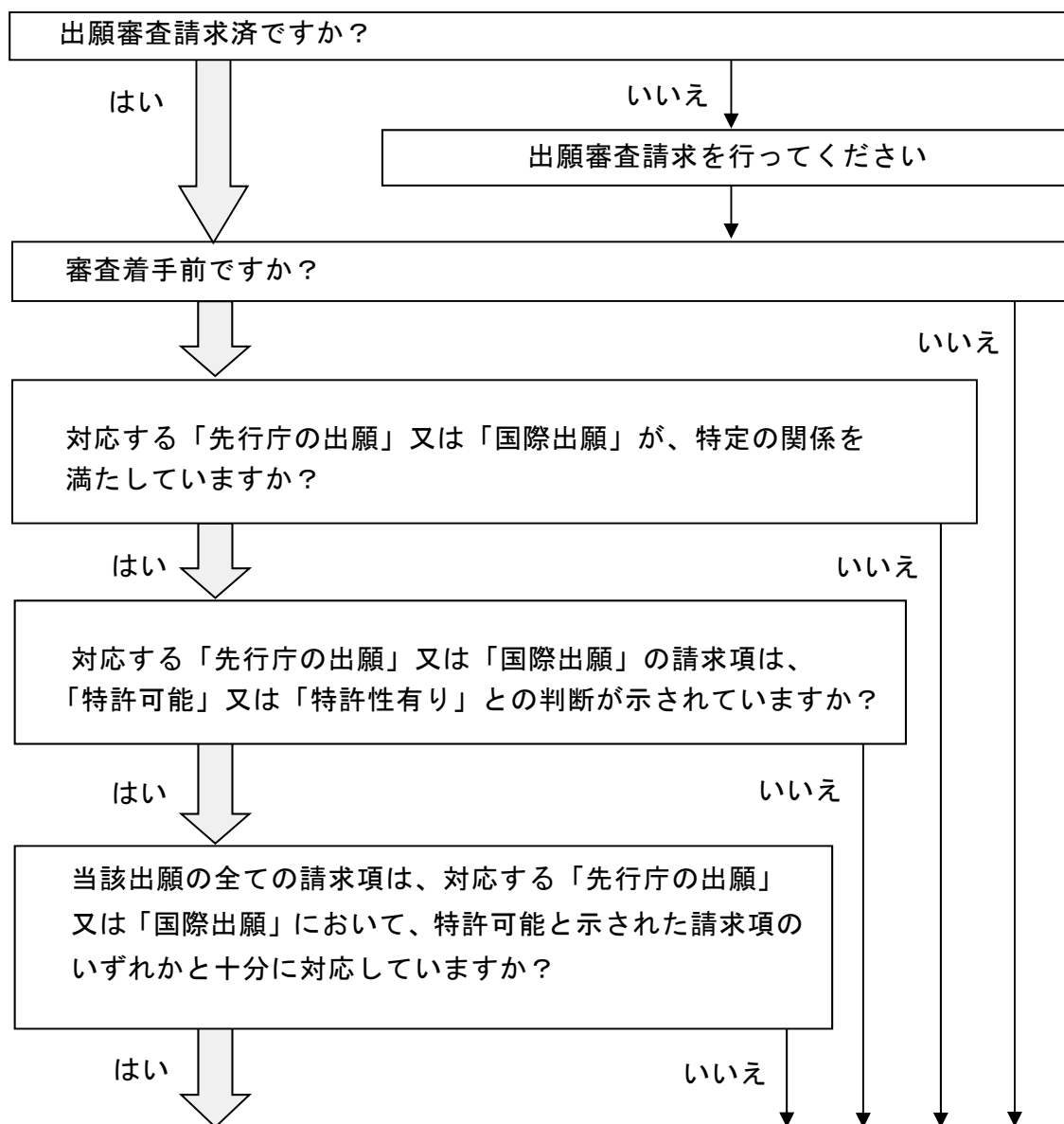
(※1)特定の関係は、先方庁の国・地域により要件が異なります。次頁以降に代表的な申請パターンを記載していますが、詳細につきましては、以下の URL より各国の最新ガイドラインをご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

(※2)日本の出願における「審査が開始されていない」とは、「特許庁の審査官による以下のいずれかの通知等が到達する前」を意味します。「拒絶理由通知(特許法第50条)」、「特許査定(特許法第52条第2項)」、「明細書における先行技術文献開示義務違反の通知(特許法第48条の7)」及び「同一発明かつ同日出願の場合の協議指令(特許法第39条第7項)」

(※3)国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER/IPEA)のうち最新に発行されたものを指します。

4. PPHの要件判断フロー



PPHに基づく早期申請ができます

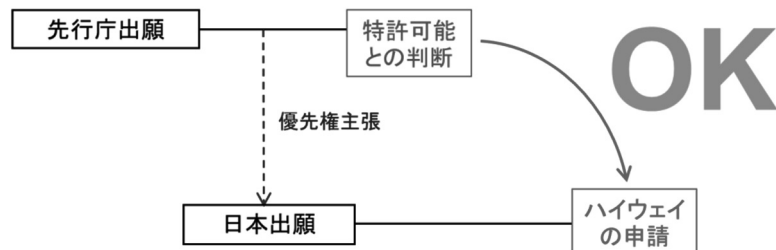
PPHに基づく早期申請ができません。
「外国関連出願」に基づく早期申請をご検討ください。

5. 特定の関係を満たす申請パターン^(*)

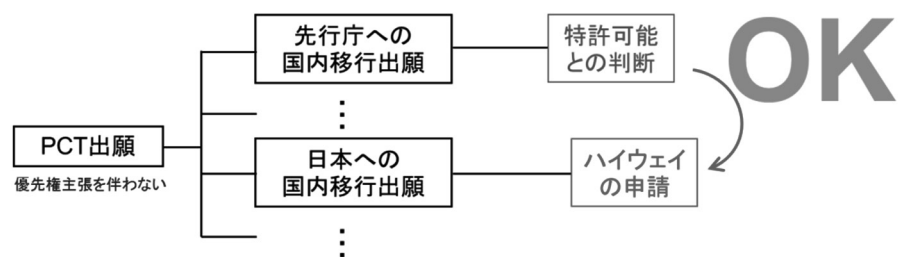
(1) 通常型 PPH の場合

当該出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、

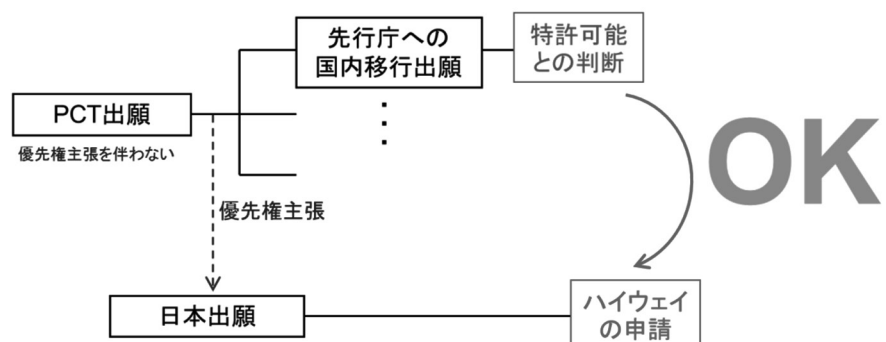
- パターン 1 第 1 序出願である先行序出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である



- パターン 2 優先権主張を伴わない PCT 出願の日本への国内移行出願である



- パターン 3 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて正当なパリ条約による優先権を主張している出願である



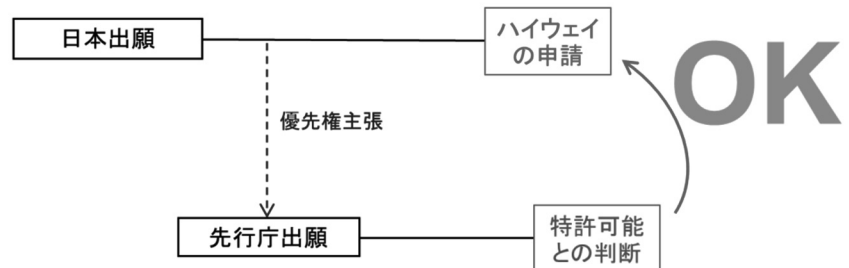
^(*)本項には日本に申請する場合の代表的なパターンを記載しています。特定の関係は、先方庁の国・地域により要件が異なりますので、詳細につきましては、以下の URL より各国の最新ガイドラインをご確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

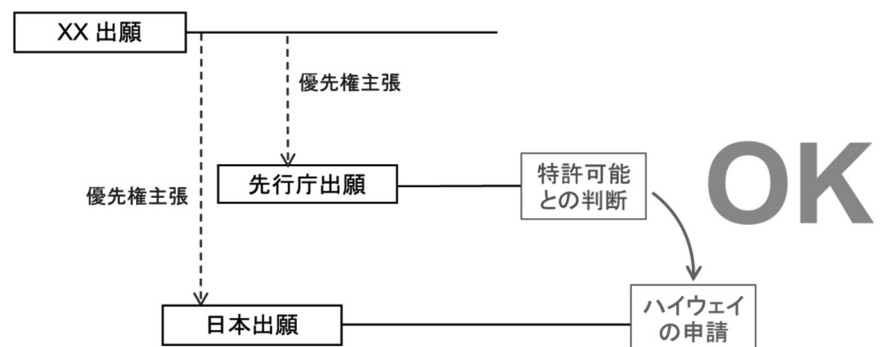
(2) PPH MOTTAINAI の場合

当該出願（PCT出願の国内移行出願も含む）が、

- パターン 4 先行庁出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である



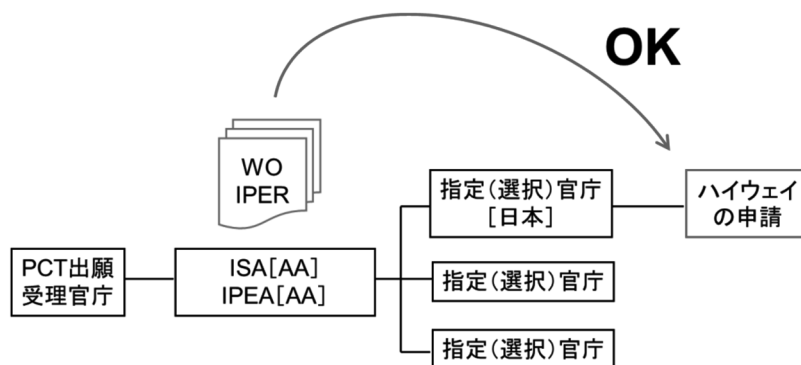
- パターン 5 先行庁出願（PCT出願の国内移行出願も含む）と同一の優先権基礎出願を有する出願である



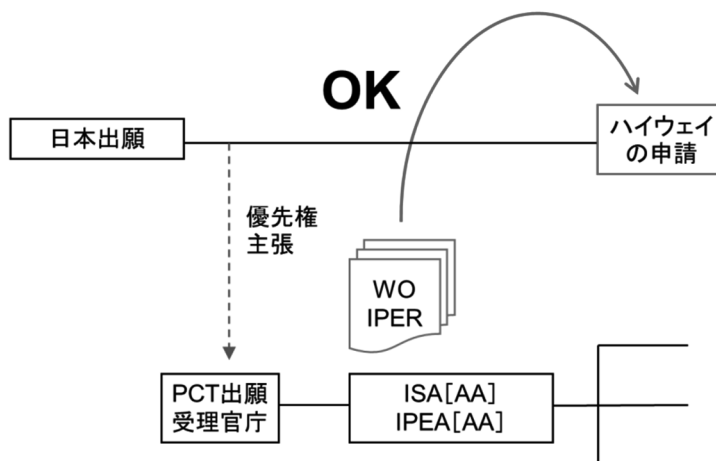
XX : 第三国

(3) PCT-PPHの場合

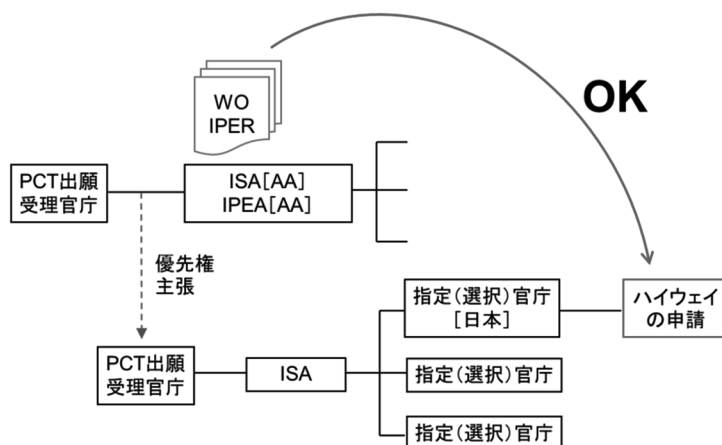
- パターン 6 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である



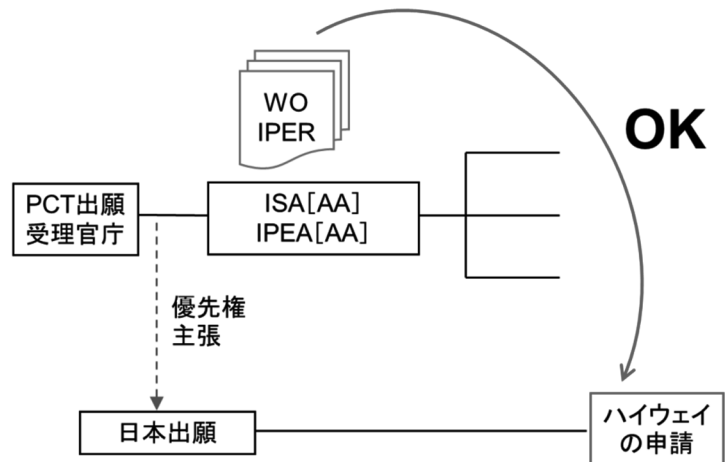
- パターン 7 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている



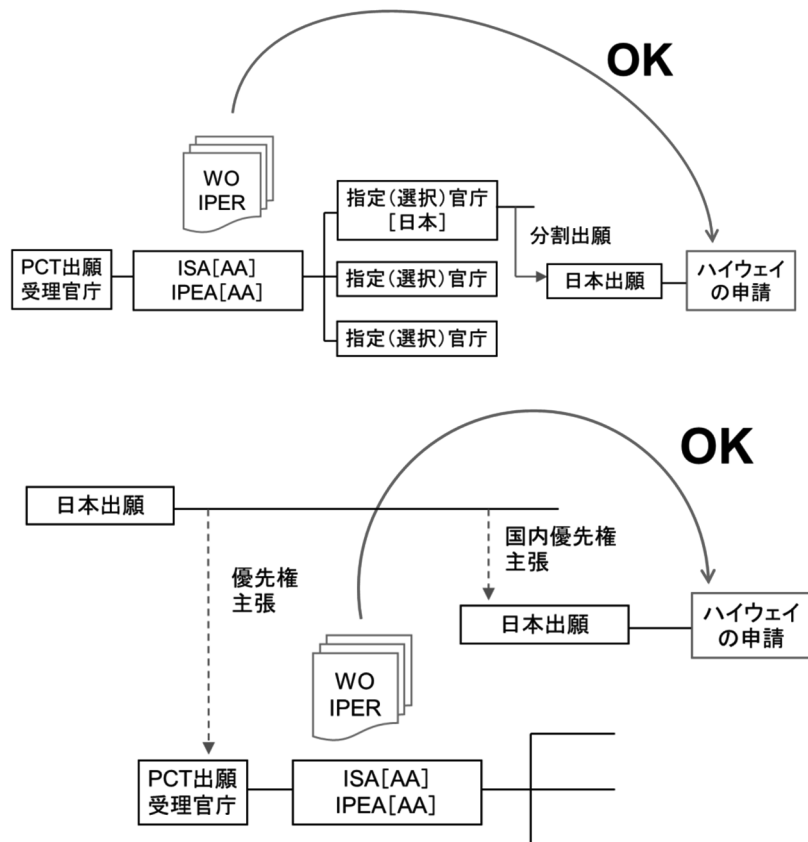
- パターン 8 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である



- パターン 9 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約優先権主張の基礎とする国内出願である



- パターン 10 当該出願は上記パターン 6～9 のいずれかの関係を満たす出願の派生出願（分割出願、国内優先権を主張する出願等）である



6. PPHに基づく早期審査の申請手続（記載要領）

日本へのPPHの申請は「早期審査に関する事情説明書」の提出により行います。通常の早期審査と同じ「早期審査様式」（「I 3.（5）」参照。）を用いて、事件の表示・提出者等の書誌的事項、早期審査に関する事情説明及びPPH申請の必要事項を記載し、必要書類を添付して提出して下さい。

（1）必要書類の準備・確認

PPH申請に必要な書類は、PPHの種類に応じて以下の（a）～（d）となっています。申請書類の作成前に準備・確認してください。

必要書類は原則、「早期審査に関する事情説明書」に添付し提出する必要がありますが、条件を満たす場合は、提出を省略することが可能です※。

① 通常型PPH及びPPH MOTTAINAIの場合

以下の書類を事前に準備・確認してください。

- （a）対応する先行庁出願に対して、先行庁特許庁審査官から出された全てのオフィスアクションの写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- （b）対応する先行庁出願において特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- （c）対応する先行庁審査官が引用した、引用文献の写し（引用文献の翻訳文は提出不要）
- （d）請求項対応表

※添付を省略できる書類について

上記（a）、（b）の書類が、先行庁の提供する「ドシエ・アクセス・システム^(*)2)」から入手できる場合、出願人はこれらの書類を添付する必要はなく、「PPH申請書」あるいは「早期審査に関する事情説明書」中に（提出を省略する物件）として、当該書類名の一覧を記入すれば足ります。

ただし、先行庁が提供する書類情報が現地語（日本語・英語以外）のみの場合は、その書類の翻訳文を添付書類として提出する必要がありますのでご注意ください。各国における「ドシエ・アクセス・システム」による情報提供の可否につきましては、以下のURLの各国最新ガイドラインをご確認ください。^(*)3)

また、上記（c）の引用文献が特許文献である場合は、添付書類として提出を省略する

^(*)2) ドシエ・アクセス・システムとは、審査関連情報（出願人提出書類や拒絶理由通知などの包袋情報）を提供するシステムです。

^(*)3) <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

ことが可能です。

② PCT－PPHの場合

以下の書類を事前に準備・確認してください。

- (a) 特許性有りと判断が記載された最新国際段階成果物の写し、及びその英語又は日本語の翻訳文
- (b) 最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文
- (c) 最新国際段階成果物で提示された引用文献の写し（引用文献の翻訳文は提出不要）
- (d) 請求項対応表

なお、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄「国際出願に対する意見」に何らかの意見が記載されている場合は、PPH申請の際に、当該意見に対する釈明の記載が必要となりますので、申請前に必ず確認してください。釈明の記載を行わなかった場合は、PPHの対象となりませんのでご注意ください。

※提出を省略できる書類について

上記(a)、(b)の書類が、世界知的所有権機関(WIPO)のPATENTSCOPE（パテントスコープ）(<https://patentscope2.wipo.int/search/ja/search.jsf>)で提供されている場合は、添付書類としての提出を省略することができます。また、上記(c)の引用文献が特許文献である場合は、同様に提出の省略をすることができます。

なお、日本語で行った国際出願の場合で、かつ、PCT－PPHを申請する全ての請求項と、対応する国際出願の全ての請求項とが完全に同一である場合（請求項の削除、追加、並び替えが無く、両出願の請求項の文言がそれぞれ完全に一致している場合）には、早期審査に関する事情説明書に両出願の請求項群が同一である旨を記載することで、上記(d)の請求項対応表の提出を省略することが可能です。

(2) PPH申請書の作成

平成27年8月から、PPH申請手続の利便性の向上のため、申請の必要事項等について「PPH申請書」に記載し、「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する申請手続が開始されています。当面の間は「PPH申請書」を用いない従来の手続も並行して受け付けますが、今後新たにPPHの申請を行う際は、特段の事情がない限り、PPH申請書による手続を行ってください。

① PPH申請書の利用方法

特許庁ホームページ上に掲載^(6*)された P P H 申請書 (W E B フォーム) をお使いのブラウザに応じてダウンロードし、ご利用の端末上に保存します。次に、ダウンロードした P P H 申請書 (W E B フォーム) をインターネットブラウザで開き、必要事項を入力欄に日本語で入力の上、 W E B フォームの機能を利用して P P H 申請書のイメージデータを作成し保存します。

この P P H 申請書のイメージデータを「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出します。

【 P P H 申請書 (W E B フォーム) の画面構成】

イメージ作成等機能欄

入力欄

【 P P H 申請書フォーム作成手順】

以下の手順でイメージファイルを作成して下さい。

1. 右側の P P H 申請書の各項目を入力する
2. P P H 申請書のイメージデータを作成する
3. 生成されたイメージを保存する

保存したイメージを「早期審査に関する事情説明書」の提出物件「 P P H 申請書 (仮) 」として添付して下さい。

※各アイコンの使用方法については、下部をご参照下さい。

【一時保存及びデータ呼び出し】

一時保存

参照...

ファイルが選択されていません。

データ呼び出し

【提出資料(イメージファイル)の保存】

イメージ保存

※イメージ保存を押して動作しなければ、下記「開く」を押して、開かれたページの画像を右クリックし名前を付けて画像を保存(S)を選択して保存してください。

【入力したデータを消去する場合】

クリア

【イメージが生成できない場合】

テキスト生成

<各アイコンの使用方法>

PPH申請書
 (REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) PILOT PROGRAM)

A. 書誌事項※必須 (Bibliographic Data)

出願番号 * (Application Number)

B. 必要事項※必須 (Request)

出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請:
 (Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) pilot program based on:)

先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	アイテムを選択してください。 ▼
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	☐ 国内出願の審査結果を利用 (PPH又はPPH MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s))
	☐ PCT国際段階成果物を利用 (PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	+ - 例) PCT/US2013/000001 + -

C. 必要書類 (Required Documents)

I. 先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文 * ※必須 (OEE Work Products and, if required, Translations)
(OEE Work Products and, if required, Translations)

- ☐ 先行庁のオフィスのアクションの写しを添付する
(A copy of OEE work products is attached; or)
☐ ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスのアクションの情報が提供されている
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)
- ☐ 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する
(A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or)
☐ ドシエ照会又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている
(The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)

II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 * ※必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く)
(Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)

^(6*) ホーム > 制度・手続 > 特許 > 手続 > 審査に関する情報 > 早期審査について > 特許審査ハイウェイについて > 「ガイドライン (要件と手続の詳細) ・記入様式のページ)」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

(3) 早期審査に関する事情説明書の作成

P P H申請書を利用する場合の早期審査に関する事情説明書の作成要領は以下のとおりです。

①書誌的事項の記載要領

通常の早期審査の申請と同様に、提出日、事件の表示、提出者及び代理人の各欄を記入してください（詳細は、「I 4. 早期審査に関する事情説明書の記載要領」を参照）。早期審査の種別欄は「特許審査ハイウェイ」と記載してください。

②【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

「1. 事情」欄では、当該出願（日本への出願）と先行庁の出願（又は国際出願）との関係性を説明し、P P Hプログラムによる早期審査の申請である旨を記載します。その際、対応する先行庁の出願番号等^(*)も記載してください。

③【提出物件の目録】の記載要領

【提出物件の目録】は添付する物件に関し記載するもので、作成したP P H申請書のイメージデータは提出物件として【内容】の欄に添付してください。

また、(1)で確認した先行庁のオフィスアクションや非特許文献等の必要書類について、「早期審査に関する事情説明書」に添付する書類は「早期審査に関する事情説明書」の【提出物件の目録】欄に特定できる形で書類毎に項目分けして記載し、【内容】の欄に添付してください。なお、オンライン手続の場合、【物件名】は50文字までしか記入できません。50文字を超える場合は、物件名を「非特許文献1」などとし、正確な提出物件名はそれとの対応がわかるように「1. 事情」欄に記入してください。

提出すべき書類の添付を省略する場合や、P C T－P P Hに基づく早期審査の申請における最新国際段階成果物の第Ⅷ欄に国際出願に対する意見への釈明の記載等については、早期審査に関する事情説明書ではなく、P P H申請書にご記載ください（詳細は、以下の記載例を参照）。

※従来の申請手続（P P H申請書を利用しない場合）

(*) 通常型 PPH、PPH MOTTAINAI の場合は、出願番号の他、公報番号又は特許番号等、先行庁の案件が特定できる番号を記入し、PCT-PPH の場合は、国際出願番号を記入してください。

(3) ①、②と同様に書誌的事項、事情を記載してください。なお、PCT-PPHに基づく早期審査の申請において、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄に国際出願に対する意見が記載されている場合は、特許性についての何らかの釈明を「1. 事情」に記載してください（釈明の記載が無い場合はPPHの対象となりませんのでご注意ください）。次に、【提出物件の目録】欄に上記（1）の準備・確認により「添付して提出すべき書類」と判断した書類を、特定できる形で書類毎に項目分けし添付してください。この時、必要書類が各国のドシエアクセスシステム又はパテントスコープにより提供されており、省略が可能な場合は（提出を省略する物件）の項目を設け、書類名の一覧を記載してください。また、特許庁へ既に提出されている書類を援用することにより提出を省略するときは、【提出物件の目録】の【物件名】の欄に当該書類名を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、援用される事件の表示を記入してください。援用する物件に限っては、【添付物件】に【物件名】や【内容】を記載しないでください（詳細は記載例を参照）。

(5) 特許庁に提出

① 提出方法

通常の早期審査の申請と同様「オンライン」「持参」「郵便・信書便」いずれの方法も可能です。詳細は、「I 3. 早期審査の申請手続」を参照してください。

② 手数料

通常の早期審査の申請と同様、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

(記載例 1)

<前提>

P P H申請書：利用する

利用する審査結果：米国特許商標庁の審査結果を利用する（通常型 P P H）

先行庁との関係性：当該出願が米国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：先行庁が提供する「ドシエ・アクセス・システム」を利用し、一部提出書類（前述 6.

(1) ①(a), (b)) を提出省略する

P P H申請書及び非特許文献（1 件）を添付

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願の優先権主張の基礎となる対応米国出願（出願番号 13/000000）に対し、米国特許商標庁により特許可能との判断がなされている。

以下において、「非特許文献 1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座（第 11 巻）コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

事情では、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請」である旨、及び、本願と対応出願との関係性について記入

複数対応出願がある場合は、その全ての対応出願について本願との関係性を記入

【提出物件の目録】

【物件名】 P P H申請書 1

【物件名】 非特許文献 1

【添付物件】

【物件名】 P P H申請書

【提出物件の目録】に記載した【物件名】と同じ名前を記入

【内容】

当該書類をイメージ添付。(PPH 申請書の具体的な入力内容は次頁参照)

【物件名】 非特許文献 1

【内容】

当該書類をイメージ添付

PPH申請書 (REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)							
A. 書誌事項 ※必須 (Bibliographic Data)							
出願番号 * (Application Number)	特願0000-000000						
B. 必要事項 ※必須 (Request)							
出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請: (Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)							
先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	米国特許商標庁(USPTO)						
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	☒ 国内出願の審査結果を利用(PPH又はPPH MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s))						
	☐ PCT国際段階成果物を利用(PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IFEA or IPER)						
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	<table border="1"> <tr> <td>+</td> <td>-</td> <td>13/000000</td> </tr> <tr> <td>+</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	+	-	13/000000	+	-	
+	-	13/000000					
+	-						
C. 必要書類 (Required Documents)							
I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文 * 必須 (OEEが日本国特許庁の場合除く) (OEE Work Products and, if required, Translations)							
1. ☐ 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する (A copy of OEE work products is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの検索 (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
2. ☐ 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 * 必須 (OEE) (Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)							
3. ☐ 先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付する (A copy of all claims determined to be patentable/allowable by OEE is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能と判断された請求項 (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
4. ☐ 上記3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記3. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
III. 引用文献 * (Documents Cited in OEE Work Products (if required))							
5. ☒ 引用非特許文献を添付する (A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or) ☐ 引用非特許文献も引用特許文献もなし (No references cited)							

複数の対応出願番号が存在する場合は、その全ての対応出願番号を入力

必要書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付し提出する場合は上側に、提出を省略する場合は下側にチェック

⑤引用非特許文献を「早期審査に関する事情説明書」に添付する場合は上側に、引用文献が全くない場合は下側にチェック(引用文献が特許文献のみの場合はチェック不要)

IV. 先の提出書類の採用の表示 (Previously submitted documents)														
6. ☐ 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を採用する (If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify.)														
+	-	(先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文) 入力欄												
+	-													
+	-	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文) 入力欄												
+	-													
+	-	(引用非特許文献) 入力欄												
+	-													
V. 提出物件 (採用する物件は除く) (List of names of documents submitted) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。														
VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for submission)														
+	-	(先行庁のオフィスのアクションの写し、及び、その翻訳文) 入力欄												
+	-	0000年00月00日付 ファイナル・オフィスのアクションの写し												
+	-	0000年00月00日付 特許許可通知の写し												
+	-	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文) 入力欄												
+	-	0000年00月00日付 米国特許第0000000号の写し												
+	-	(引用特許文献) 入力欄												
+	-	米国特許出願公開第0000/0000000号公報												
D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)														
☐ 先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する (請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する) (All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)														
☒ 請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)														
+	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本出願の請求項 (Application Claims)</th> <th>先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)</th> <th>対応関係に関するコメント(複数の対応と対応する場合は、コメント欄に対応 する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>両クレームは記載形式を除いて同一である</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>両クレームは同一です</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>両クレームは記載形</td> </tr> </tbody> </table>	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント(複数の対応と対応する場合は、コメント欄に対応 する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)	1	2	両クレームは記載形式を除いて同一である	2	3	両クレームは同一です	3	4	両クレームは記載形
本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント(複数の対応と対応する場合は、コメント欄に対応 する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)												
1	2	両クレームは記載形式を除いて同一である												
2	3	両クレームは同一です												
3	4	両クレームは記載形												
E. 見解書、予備審査報告の第VIII欄(国際出願に対する意見)に (explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA)														
出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s)) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。														
提出日 (Date) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。														
提出者 (Signature(e) of the applicant/representative) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。														

提出を省略する物件の提出日や書類名、文献番号等を入力

先行庁の対応請求項の番号は「先行庁における特許可能な請求項」として記載した文献に用いられている番号を記載

(記載例 2)

<前提>

P P H申請書：利用する

利用する審査結果：中国特許庁が作成した国際段階成果物を利用する(P C T－P P H)

先行庁との関係性：P C T出願を優先権主張基礎とし、国内移行した出願

その他：W I P Oが提供する「パテントスコープ」を利用し、一部提出書類(前述 6.(1) ① (a), (b))を提出省略

国際段階において特許性有りとなされた請求項の翻訳文を援用

国際予備審査報告書第Ⅷ欄に記載された国際出願に対する意見への釈明を記載

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願は、国際出願(PCT/CN000000/000000)の国内移行出願であり、当該国際出願の特許請求の範囲に対しては、中国国家知識産権局が作成した最新国際段階成果物において特許性有りとの判断が明示されている。

事情では、「特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請」である旨、及び、本願と対応出願との関係性について記入

【提出物件の目録】

【物件名】 P P H申請書 1

【物件名】 0000 年 00 月 00 日付 W0/ISA の写しの翻訳文 1

【添付物件】

【物件名】 P P H申請書

【提出物件の目録】に記載した【物件名】と同じ名前を記入

【内容】

当該書類をイメージ添付。(PPH 申請書の具体的な入力内容は次頁参照)

【物件名】 0000 年 00 月 00 日付 W0/ISA の写しの翻訳文

当該書類をイメージ添付

※注意

【物件名】に記載した物件を援用することで提出省略する場合は、【援用の表示】を設けてその旨記載する必要があるが、P P H申請書の「C. 必要書類」で援用省略する書類については、同申請書の中で援用省略の記載を行うので、早期審査の事情説明書の【提出物件の目録】欄に当該物件や【援用の表示】の記載は不要

PPH申請書 (REQUEST FOR PARTICIPATION IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)							
A. 書誌事項 (Bibliographic Data)							
出願番号 (Application Number)	特願0000-000000						
B. 必要事項 (Request)							
出願人による以下に基づく特許審査ハイウェイの申請： (Applicant requests participation in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)							
先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む)(Office of Earlier Examination (OEE))	中国国家知識産権局(CNIPA)						
先行庁の審査書類形式 (OEE Work Products Type)	☐ 国内出願の審査結果を利用 (P P H 又は P P H M O T T A I N A I) (National/Regional Office Action(s)) ☒ P C T 国際段階成果物を利用 (P C T – P P H) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)						
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	<table border="1"> <tr> <td>+</td> <td>—</td> <td>PCT/CN0000/000000</td> </tr> <tr> <td>+</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	+	—	PCT/CN0000/000000	+	—	
+	—	PCT/CN0000/000000					
+	—						
C. 必要書類 (Required Documents)							
I. 先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文 (OEE Work Products and, if required, Translations)							
1. ☐ 先行庁のオフィスアクションの写しを添付する (A copy of OEE work products is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
2. ☒ 上記 1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or) ☐ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記 1. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
II. 先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文 (Patentable/Allowable Claims Determined by OEE and, if required, Translations)							
3. ☐ 先行庁出願において特許可能と判断された全請求項の写しを添付 (A copy of all claims determined to be patentable/allowable by OEE is attached; or) ☒ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、特許可能な請求項の情報が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)	ドシエ照会又は PATENTSCOPE において、必要書類が英語以外の言語しか提供されていない場合は、翻訳文を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出。 翻訳文を既に日本国特許庁へ提出している場合は、援用することが可能。 (援用を行う場合の記載例は下記参照)						
4. ☒ 上記 3. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 3 in a language accepted by the Office is attached; or) ☐ ドシエ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記 3. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)							
III. 引用文献 (Documents Cited in OEE Work Products (if required))							
5. ☐ 引用非特許文献を添付する (A copy of all documents cited in OEE work products is attached (excluding patent documents); or) ☐ 引用非特許文献も引用特許文献もなし (No references cited)							

IV. 先の提出書類の援用の表示 (Previously submitted documents)		援用する場合はここをチェック	
6. 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を援用する (If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify:)			
+ —	(先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文)		
+ —			
+ —	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)		
+ —	国際公開第0000/000000号公報の翻訳文		
+ —	(援用)PCT/XX0000/000000令和00年00月00日付国際出願翻訳文提出書		
+ —	(引用非特許文献)	先に提出した書類を援用する場合は、記入例のように2行セットで記入 1行目には、添付する具体的な書類名を、2行目には、援用する書類の情報（出願番号及び書類名）を記入	
+ —			
V. 提出物件（援用する物件は除く）(List of names of documents 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。)			
VI. 提出を省略する物件 (List of names of documents omitted for			
+ —	(先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文)		
+ —	0000年00月00日付 WO/ISAの写し		
+ —	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)		
+ —	国際公開第0000/000000号公報		
+ —	(引用特許文献)		
+ —	中国特許出願公開第000000000000号公報		
D. 請求項の対応関係 (Claims Correspondence)			
☐ 先行庁の特許可能な全請求項と完全に一致する (請求項の削除、追加、並び替えが無く、請求項の文言が完全に一致する) (All the claims in the application sufficiently correspond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)			
☒ 請求項の対応関係は、以下の表に記載 (Claims correspondence is explained in the following table)			
+ —	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント（複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出願番号も記載して下さい。） (Explanation regarding the correspondence)
+ —	1	2	両クレームは同一である
+ —	2	3	請求項2は国際段階の請求項2を国際段階の請求項3に従属させたもの
+ —	3	4	両クレームは記載形式を除いて同一である
E. 見解書、予備審査報告の第Ⅷ欄（国際出願に対する意見）に対する釈明 (explaining any Box VIII observations of WO/ISA, WO/IPEA or IPER)			
第Ⅷ欄には、請求項2は明細書によって十分に裏付けされていないとの意見が記載されている。 そこで、請求項2にXXXの技術的特徴を追加して限定する補正を行ったので、請求項2は明細書によって十分に裏付けられたと思料する。			
PCT-PPH を利用する場合で、最新国際段階成果物の第Ⅷ欄において「国際出願に対する意見」が述べられている場合には必ず釈明を入力			
出願人又は代理人 (Name(s) of applicant(s) or representative(s)) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			
提出日 (Date) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			
提出者 (Signature(e) of the applicant/representative) 早期審査に関する事情説明書に記載のとおり。			

(記載例 3)

<前提>

P P H申請書：利用しない

利用する審査結果：米国特許商標庁の審査結果を利用する（通常型P P H）

先行庁との関係性：当該出願が米国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：先行庁が提供する「ドシエ・アクセス・システム」を利用し、一部提出書類（前述 6 .

(1) ①(a), (b)) を提出省略する

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

対応出願番号及び対応関係の説明

本出願は、米国特許商標庁への対応出願（出願番号 0 0 / 0 0 0 0 0 0）をパリ条約に基づく優先権の基礎出願とする出願であり、特許審査ハイウェイプログラムに基づく早期審査の申請を行う。

(提出を省略する物件)

6.(1)①(b)特許許可請求項の写し

6.(1)①(a)OA の写し

(物件名) **年**月**日付の対応米国出願に対するファースト・オフィス・アクションの写し

(物件名) **年**月**日付の対応米国出願に対する特許許可通知の写し

(物件名) 対応米国出願の特許公報である米国特許第 0 0 0 0 0 0 号公報

(物件名) 対応米国出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 0 号公報

(物件名) 対応米国出願に対して引用された日本国特許第 0 0 0 0 0 号公報

6.(1)①(c)引用文献の写し

【提出物件の目録】

6.(1)①(d)請求項対応表

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【添付物件】

【物件名】 米国出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

書類イメージを添付

本出願の 請求項	米国で特許可能と された請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	"
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	"
5	1	請求項 5 は、対応する米国出願の請求項 1 に A という技術的特徴を付加したものである。

(記載例 4)

<前提>

PPH申請書：利用しない

利用する審査結果：ロシア特許庁の審査結果を利用する (PPH MOTTAINAI)

先行庁との関係性：当該出願及びロシア出願が共に英国特許出願を優先権主張基礎とする出願

その他：「ドシエ・アクセス・システム」が利用できないため、提出書類（前述 6.(1)①(a), (b) は、書類イメージを添付する。また、引用非特許文献が存在するため、書類イメージを添付して提出する。

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

対応出願番号及び対応関係の説明

本出願とロシア特許庁への対応出願（出願番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0）は、共に英国知的財産庁への一つの出願（出願番号 0 0 0 0 0 0 . 0）に対してパリ条約に基づく優先権を有効に主張する出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

オンライン手続の場合、文献名が長い場合（50 文字以上の場合）、【物件名】の欄に直接記入が出来ないため、「1. 事情」の中に正式な文献名を記載し、【物件名】には適当な名前を付けて記載する（例では「引用非特許文献 1」と記載）

以下において、「引用非特許文献 1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座（第 11 巻）コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

(提出を省略する物件)

6. (1)①(c)引用文献の写し

(物件名) 対応ロシア出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 号公報

【提出物件の目録】

6. (1)①(d)請求項対応表

6. (1)①(a)OA の写し及び翻訳文

【物件名】 ロシア出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する拒絶理由通知の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する特許査定書の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 対応ロシア出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文 1

【物件名】 引用非特許文献 1 1

6. (1)①(b)特許許可請求項の写し

6. (1)①(c)引用文献の写し

【添付物件】

【物件名】 ロシア出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

書類イメージを添付又はテキストを記入

本出願の 請求項	ロシアで特許可能 とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項5は、対応するロシア出願の請求項1にAという技術的特徴を付加したものである。

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する拒絶理由通知の写し及び
その翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 **年**月**日付の対応ロシア出願に対する特許査定書の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 対応ロシア出願で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳文

【内容】

当該書類をイメージ添付

【物件名】 引用非特許文献 1

【内容】

当該書類をイメージ添付

(記載例 5)

<前提>

P P H申請書：利用しない

利用する審査結果：国際予備審査機関としての韓国特許庁が作成した国際予備審査報告書
(P C T－P P H)

国際出願との関係性：当該出願が、対応する国際出願の国内移行出願である

その他：W I P Oが提供する” パテントスコープ” を利用することで、提出書類(前述 6.(1)

②(a), (b)) を提出省略する。但し、6.(1) ②(b)の翻訳文については、先に提出した国際出願翻訳文を援用する。

また、国際予備審査報告書第Ⅷ欄に記載された国際出願に対する意見について、釈明を行う。

【早期審査に関する事情説明】

対応国際出願番号及び対応関係の説明

1. 事情

本出願は国際出願(出願番号P C T/K R 0 0 0 0 / 0 0 0 0 0 0)の国内移行出願であり、特許査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。当該国際出願について国際予備審査機関としての韓国特許庁が作成した国際予備審査報告において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

6. (1)②(a)最新国際段階成果物の写し及びその翻訳文

(提出を省略する物件)

(物件名) **年**月**日付の対応国際出願に対する I P E R の写し及びその翻訳文

(物件名) 最新国際段階成果物で特許性有りと判断されたクレームの写し

(物件名) 対応国際出願に対して引用された米国特許第 0 0 0 0 0 0 号明細書

(物件名) 対応国際出願に対して引用された日本国特許第 0 0 0 0 0 0 号公報

6. (1)②(b) 特許性有りと示された請求項の写し

6. (1)②(c)引用文献の写し

(第ⅧⅧ欄に記載された意見についての釈明)

第ⅧⅧ欄には、請求項7は明細書によって十分に裏付けされていないとの意見が記載されている。そこで、請求項7にXXXの技術的特徴を追加して限定する補正を行ったので、請求項7は明細書によって十分に裏付けられたと思料する。

【提出物件の目録】

6. (1)②(d)請求項対応表

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 最新国際段階成果物で特許性有りと判断されたクレームの翻訳文 1

【援用の表示】 本願に係る令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書を援用する。

6. (1)②(b) 特許性有りと示された請求項の翻訳文

【添付物件】

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の 請求項	国際段階で特許可能 とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	〃
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	〃
5	1	請求項 5 は、国際段階の請求項 1 に A という技術的 特徴を付加したものである。
6	5	両クレームは、同一である。
7	7	請求項 7 は、国際段階の請求項 7 に XXX という技 術的特徴を付加したものである。

書類イメージを添付又はテキストを記入

(記載例 6)

<前提>

P P H申請書：利用しない

利用する審査結果：国際調査機関としての日本国特許庁が作成した見解書（P C T－P P H）

国際出願との関係性：当該出願が、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている出願である

その他：日本語で行った国際出願の全ての請求項は、本出願の全ての請求項と完全に同一であるため、対応表の添付を省略^(*5)する

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

対応国際出願番号及び対応関係の説明

本出願は国際出願（出願番号 P C T / J P 0 0 0 0 / 0 0 0 0 0 0）のパリ条約優先権主張の基礎となっている出願であり、特許査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

当該国際出願について国際調査機関としての日本国特許庁が作成した見解書において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

なお、国際出願と本出願の請求項は完全に同一であるため、対応関係を示す書面の添付は省略する。

請求項が完全同一であるため、対応表を省略する旨を記載(*7)

(*5) 請求項対応表の添付省略が認められるのは、「国際出願（日本語出願）」かつ「請求項の追加、削除、並び替えがなく、両出願の請求項の文言がそれぞれ完全に一致している」場合に限られます。

7. 審査手続等

(1) 審査手続

① 選定手続

特許審査ハイウェイに基づく早期審査を希望する旨が記載された「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付すか否かの選定が行われます。 不足している書類がある場合は、出願人（代理人）に問い合わせを行うことがあります。

② 選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人に通知されます。

8. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101（内線3106）

E-mail PA2210@jpo.go.jp